

悪臭防止法と用途地域

用途地域	備考	規制区域
第一種低層住居専用地域	: 低層住宅の良好な住居環境を保護(閑静な住宅街)	A 地域
第二種低層住居専用地域	: 主に低層住宅の良好な住居環境を保護(コンビニ等はある)	
第一種中高層住居専用地域	: 中高層住宅の良好な住居環境を保護(5F以下マンション等)	
第二種中高層住居専用地域	: 主に中高層住宅の良好な住居環境を保護(中高層マンション等)	
第一種住居地域	: 住居の環境を保護(一戸建てと中高層マンションが混在)	
第二種住居地域	: 主に住居の環境を保護(第一種住居+事務所やパチンコ屋)	
準住居地域	: 道路の沿道として調和した住居環境を保護(住宅+道路沿い大型スーパー)	
近隣商業地域	: 日用品の供給を行うなど利便を増進(住宅地近隣の商店街)	
商業地域	: 主に商業その他利便を増進(繁華街)	
準工業地域	: 主に環境悪化のおそれのない工業の利便を増進(工場は多いが危険はない)	
工業地域	: 主に工業の利便を増進(工場ばかりだが住居も少し存在)	C 地域
工業専用地域(一部緩衝地域)	: 工業の利便を増進(臨海工業地帯など)	
区域外の一部		

(1) 特定工場等の規制区域の区分

A 地域	: 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区及び域住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域 臭気強度 2.5
B 地域	: 住居の用にあわせて商業・工業等の用に供されている区域であって、その区域の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域 臭気強度 3
C 地域	: 指定区域のうち、A、B以外の地域 臭気強度 3.5

臭気強度と臭気指数と臭気濃度の関係

臭気強度	臭気濃度	臭気指数
2.5	10.0 ~ 31.6	10~15
3	15.9 ~ 63.1	12~18
3.5	25.1 ~ 125.9	14~21

臭気強度 人間の感覚を6段階で数値化したもの

臭気濃度 臭いがわからなくなった濃度を1とし、何倍に希釈したかで臭気の濃度を示したもの

臭気指数 臭気濃度を人間の感覚に近づけるために、臭気指数 = $10 \times \log(\text{臭気濃度})$ で求められた数字

臭気強度

0 : 無臭

1 : やっと感知できる臭い(検知閾値濃度)

2 : 何のにおいであるかわかる弱いにおい(認知閾値濃度)

3 : 楽に感知できるにおい

4 : 強いにおい

5 : 強烈なおい

悪臭防止法では事業所の敷地境界線において、この数値の2.5~3.5について規制基準値が定められています。